

奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 県発注工事            奈良県（奈良県水道局、奈良県警察本部、奈良県教育委員会、奈良県土地開発公社、<u>奈良県道路公社等</u>を含む。）が発注する建設工事等（奈良県が直接経費を負担する建設工事等を含む。）をいう。</p> <p>(4)～(15) 略</p> <p>第3条～第14条 略</p> <p>附則 略  <u>附則</u>  <u>この要領は、令和元年5月16日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第4 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 県発注工事            奈良県（奈良県水道局、奈良県警察本部、奈良県教育委員会、奈良県土地開発公社、<u>奈良県道路公社等</u>を含む。）が発注する建設工事等（奈良県が直接経費を負担する建設工事等を含む。）をいう。</p> <p>(4)～(15) 略</p> <p>第3条～第14条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表第1～別表第4 略</p>